

ブロック塀などの撤去工事費用を補助します

～最大10万円の助成が受けられます～

総務課防災危機管理室 ☎(25)1118

地震などの災害時にブロック塀などが倒壊すると、人身への被害だけでなく、避難や救助活動に支障をきたす恐れがあります。

市では、被害を未然に防止するため、危険なブロック塀の撤去や、撤去後に生け垣やフェンスなどの安全なものを設置する費用の一部を補助します。

対象となるブロック塀など

個人または法人の所有する敷地に設置され、道路などに面している倒壊する危険のあるブロック塀、石塀、れんが塀などで、高さが60cmを超えるもの。

対象となる工事

- ①ブロック塀などを撤去する工事
- ②ブロック塀などの高さを道路などから40cm以下に減じる工事
- ③①または②の後、生け垣やフェンスなどの安全なものに変更する工事

申請ができるかた

- ・ブロック塀などの所有者または管理者
- ・同一の敷地で過去にこの要綱で補助を受けていないかた

補助金額

補助対象となる事業に要する工事費（撤去したブロック塀などの処分）に要する経費を含む）と、撤去するブロック塀などの長さ1メートルにつき1万円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の2分の1以内（上限10万円。千円未満切り捨て）

補助対象外となるもの

- ・所有者が国、地方公共団体などである場合
- ・販売や収益を目的とした整

地や解体などをする際にブロック塀を撤去する場合

- ・撤去工事後、再度ブロック塀を設置する場合（高さ40cm以下の場合を除く）
- ・同一の敷地で過去にこの要綱で補助を受けている場合
- ・そのほか、要綱の定めに応ずる場合

申込方法

申請書に次の書類を添付して、総務課防災危機管理室に提出してください。

- ・ブロック塀などの設置場所付近の見取り図
- ・撤去するブロック塀などの位置図および写真（施工前の写真は形状・寸法が分かるよう撮影してください）
- ・補助対象事業経費の見積内訳書の写し

申請書は、市ホームページからダウンロードできます。くわしくは、総務課防災危機管理室へ問い合わせてください。



●平成30年度 鳥羽市虐待防止ネットワーク協議会 講演会

我が子の幸せを心の底から願う お母さんお父さんのためのプチ親セミナー

とき 10月28日(日)
午後1時30分～3時
(開場午後1時)

ところ 保健福祉センターひだまり
2階・ひだまりホール

託児あり

希望するかたは事前に電話してください。託児は1歳以上未就学児に限り、先着20人とします。

申込・問合せ先 健康福祉課 子育て支援室
☎(25)7221

主催 鳥羽市虐待防止ネットワーク協議会

講師 カウンセラー ^{はねばやし} ^{ゆず} 羽林 由鶴 氏

【プロフィール】

自身の体験をもとに生み出した恋愛術・カウンセリングは、相談者の個性や本来持っている“いいところ”を導き出し、コンプレックスなどの悩みを優しく、そして分かりやすく解決に導いてくれるため多くのかたから支持を得ている。相談内容は恋愛だけでなくとどまらず、仕事の悩みや家庭の問題など多岐にわたり、活躍は多くのメディアに取り上げられている。



【主な出演作品】

NHK 「ただいま！」
読売テレビ 「上沼・高田のクギズケ！」
テレビ東京 「たけしのニッポンのミカタ！」 ほか多数